

秋田県剣道連盟 倫理規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、秋田県剣道連盟(以下「秋剣連」という。)が秋田県における剣道(居合道および杖道を含む。以下同じ。)の総括団体として、その自覚と責任のもと、剣道精神に則り、常に健全かつ公正な運営と発展に努めるとともに、剣道の普及振興を通して、その社会的使命を果たしていくために必要な倫理に関する事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程の対象となる者の定義は次のとおりとする。

- ① 役員等とは、会則第18条に規定する評議員、会長、副会長、理事長、副理事長、理事、監事および会則第41条、第42条、第43条に規定する相談役、顧問、参与、医事顧問をいう。
- ② 専門委員とは、専門委員会委員長および委員をいう。
- ③ 事務局員とは、会則第28条に規定する事務局長、事務局次長、事務局専従職員をいう。(役員等、専門委員および事務局員をもって以下「役職員等」という。)
- ④ 加盟団体とは、会則第6条に規定する秋剣連の加盟団体をいう。
- ⑤ 登録会員等とは会則第5条に規定する秋剣連会員(個人)および連盟等の行事等に委嘱された従事者(個人)をいう。

(基本的責務)

第3条 役職員等および登録会員等は、連盟の関係規程等を厳格に遵守することはもとより、高邁な倫理観を持ち、社会規範に反することのないよう行動しなければならない。

- 2 「公益財団法人全日本剣道連盟における倫理に関するガイドライン」および「秋田県剣道連盟における倫理に関するガイドライン(指針)」を十分に理解し、これを実践しなければならない。

第2章 遵 守 事 項

(遵守すべき倫理関連事項)

第4条 役職員等および登録会員等は、次の倫理関連事項を遵守しなければならない。

- 2 暴力、各種ハラスメント(セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等)、差別、試合・審査の不正操作、違法賭博、ドーピング等の薬物乱用などの違法行為や、剣道、居合道、杖道の健全性および高潔性を損ねるような行為を絶対に行ってはならない。
- 3 個人の名誉およびプライバシーを尊重し、常にこれらに配慮しなければならない。
- 4 日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや幹旋・強要をしてはならない。
- 5 公金、補助金、助成金等の経理処理に関し、適正な処理を行い、決して他の目的への流用や不正行為を行ってはならない。
- 6 自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、連盟に対する信頼を確保するよう責任ある行動をとらなければならない。
- 7 役職員等および登録会員等は、社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を持ってはならない。

第3章 組織体制

(倫理委員会の設置)

第5条 この規程の実効性を確保するため、秋剣連に倫理委員会を設置する。

(所掌)

第6条 委員会は次の事項を所掌する。

- ① 秋剣連における倫理に関する事項の統括および啓発の推進。
- ② 役職員等および登録会員等の綱紀処分に関する審査と答申。
- ③ 必要に応じて調査・確認を行い、その結果等の会長への報告。

(委員)

第7条 委員会に、5名の委員を置く。委員は、副会長の中から1名、理事長、および理事または学識経験者の中から3名を会長が常務理事会に諮った後、理事会の承認を得て委嘱する。

(委員長)

第8条 委員長は、委員の互選により決定する。

(委員の任期)

第9条 委員の任期は、役員等の任期に準ずる。ただし、再任を妨げない。

(委員会の開催および権限等)

第10条 委員会は、次の場合に委員長が招集して、その議長となる。

- ①会長または常務理事会または理事会が開催を求め、委員長が必要と認めたとき。
- ②本規程第12条または第13条により開催の必要が生じたとき。
- ③その他委員長が必要と認めたとき。

- 2 委員会の決議は、委員の合意により決定する。なお、議事録は開催の都度作成する。
- 3 委員会が必要と認めたときは、委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。
- 4 委員会が必要と認めたときは、委員会の下に特別調査チーム等を組織することができる。
- 5 委員および関係者は、案件にかかわる機密事項(個別事案の内容、綱紀処分に係る事項、個人情報等)について守秘義務を要する。
- 6 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において定める。

(相談・通報窓口の設置)

第11条 秋剣連は、連盟登録会員等による違反行為の相談・通報を受け付けるための窓口(以下「相談窓口」という。)を設置する。

- 2 相談窓口の責任者は、理事長とする。
- 3 相談窓口の受付は実名によるものとし、匿名での相談・通報等は原則受け付けない。
- 4 相談窓口の受付は、メール、ファックスまたは郵送等文書によるものとし、電話による相談・通報等は原則受け付けない。
- 5 秋剣連ホームページに「相談窓口」のお問合せフォームを掲載する。当該メールの開封および管理は理事長が行うものとする。
- 6 秋剣連は、相談窓口を利用した相談通報者に対して、当該窓口を利用し相談・通報したことを理由に不利益や迷惑が及ばないように十分な配慮をしなければならない。
- 7 秋剣連は、相談窓口から得た情報(被通報者に関するものを含む。)の秘密保持について十分に配慮し、みだりに漏洩してはならない。

第4章 綱 紀 処 分

(役職員等の違反による綱紀処分)

第12条 役職員等による違反行為が疑われるときは、理事長は直ちに調査を開始し、その結果を会長に報告する。違反行為があったと認められたときは、会長は倫理委員会の意見を聴取したうえ、以下の各号に定める方法により必要な措置をとるものとする。

- ①役員等の解任については、会則第22条、同27条および同44条により取り扱うものとする。(緊急の場合は常務理事会の承認により解任することを可とし、理事会・評議員会・役員総会に報告事項とすることを妨げない。)
- ②専門委員および事務局員の解任については、理事会の決議によるものとする。(緊急の場合は常務理事会の承認により解任することを可とし、理事会報告事項とすることを妨げない。)

(会員等の違反による綱紀処分)

第13条 登録会員等による違反行為について、秋剣連はその内容、程度および情状等に応じ、第16条以下に定める方法により、次の各号に掲げる綱紀処分を行うことができる。

- ①登録会員資格の停止:一定期間、連盟の登録者としての資格を停止する。
- ②登録会員資格の自主返上勧告:一定期間、連盟の登録者としての資格の返上を促す。
- ③登録会員資格の返上:一定期間、連盟の登録者としての資格を返上させる。
- ④登録会員資格の除名:連盟の登録者としての資格を抹消する。
- ⑤登録会員資格の復活:連盟の登録者としての資格を復権させる。
- ⑥厳重注意:文書による注意を行い戒める。

2 加盟団体による違反行為について、秋剣連は前項に準じて、次の各号に掲げる綱紀処分を行うことができる。

- ①加盟団体資格の停止:一定期間、加盟団体としての資格を停止する。
- ②加盟団体資格の自主返上勧告:一定期間、加盟団体としての資格の返上を促す。
- ③加盟団体資格の返上:一定期間、加盟団体としての資格を返上させる。
- ④加盟団体資格の除名:加盟団体としての資格を抹消する。
- ⑤加盟団体資格の復活:加盟団体としての資格を復権させる。
- ⑥厳重注意:文書による注意を行い戒める。

- 3 無登録者による違反行為に係る綱紀処分等は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - ①会員資格登録の停止：一定期間、秋剣連の登録会員となることを停止する。
 - ②会員資格登録の禁止：秋剣連の登録会員となることを禁止する。
- 4 審査員の適格性の判断は、倫理委員会の決議による。
- 5 審判員の適格性の判断は、倫理委員会の決議による。（秋剣連の公認審判認定資格の適格性に係る判断を含む。）

（処分の期間）

第14条 前条第1項第1号から第3号の処分、同条第2項第1号から第3号の処分および同条第3項第1号の処分については、無期または有期の期間を定める。有期は1年以上とする。

- 2 前条第1項第1号から第4号の処分、同条第2項第1号から第4号の処分ならびに同条第3項第1号および第2号の処分については、当該処分後1年以上5年以下の期間を定め、その執行を猶予することができる。ただし秋剣連は、執行猶予期間中の被審査者の情状が重い場合、当該執行猶予を撤回することができる。
- 3 前条第1項第2号から第4号の処分および同条第2項第2号から第4号の処分については、処分後1年以上の期間を定め、当該処分に係る復活決定の申立を禁止することができる。

（処分の申立）

第15条 加盟団体は、会長に対し、当該団体の登録会員等または他の加盟団体の処分（第13条第1項第5号および第6号、同条第2項第5号および第6号の処分を除く。）を求める申立をすることができる。

- 2 前項の申立は、会長に対し、次の事項を記載した綱紀処分申立書および当該申立を裏付ける資料を提出してしなければならない。
 - ①被審査者を特定するに足りる事項
 - ②被審査者がした行為の具体的内容
 - ③前号の行為が違反する具体的条項
- 3 第13条第1項第2号から第4号の処分を受けた連盟登録会員の所属する加盟団体は、会長に対し、同項第5号の復活決定を求める申立をすることができる。同項第2号の処分に関する同申立は、当該処分を受けた被審査者自身もできるものとする。
- 4 第13条第2項第2号から第4号の処分を受けた加盟団体は、会長に対し、同項第5号の復活決定を求める申立をすることができる。

- 5 前2項の申立は、会長に対し、被審査者の処分後の情状等を含む当該申立理由を記載した復活決定申立書及び当該申立を裏付ける資料を提出しなければならない。
- 6 秋剣連は、処分後に判明した事情により、復活決定に係る手続または第13条第3項第2号の登録の禁止処分の撤回手続を、自ら開始することができる。

(事実調査)

第16条 会長は、倫理規程違反が疑われる事案に相当の理由があると認められるときは、当該事案を倫理委員会に諮問する。

- 2 倫理委員会は、前項の諮問に基づき、事案に関する事実を調査する。
- 3 倫理委員会は、被審査者および参考人に対し、事実に関する資料を求め、その他必要な調査をすることができる。
- 4 被審査者および参考人は、前項の事実調査に協力する義務を負う。
- 5 倫理委員会は、必要に応じて、連盟事務局、加盟団体または専門知識を有する者等に対し、事実調査の支援を求めることができる。
- 6 倫理委員会は、事実調査の結果を会長に報告する。

(処分審査)

第17条 倫理委員会は、事実調査の結果を踏まえ、被審査者に対する処分の可否、処分の内容について審査する。

- 2 倫理委員会は、被審査者に対し、審査の対象を明らかにして陳述書の提出を求め弁明の機会を与える。
- 3 倫理委員会は、事実調査の結果、処分の可否、処分の内容を会長に答申する。

(処分の決定、通知)

第18条 会長は、前条第3項の答申を尊重して、綱紀処分等(処分不相当の場合はその旨)を決定する。ただし、除名処分とするときは、会則第12条により取り扱うものとする。(緊急の場合は常務理事会の承認によることを可とし、理事会・評議員会・役員総会に報告事項とすることを妨げない。) 除名とするときはまた、事前に公益財団法人全日本剣道連盟(以下全剣連という。)の承認を得なければならない。

- 2 会長は、綱紀処分等の決定をする前に、全剣連会長に対して秋剣連登録会員の綱紀処分の申立をすることができる。(称号、段級位に係る綱紀処分を含む。)
- 3 全剣連が、連盟登録会員等に対し綱紀処分等をした場合は、秋剣連も当該登録会員等に対し同等の処分をしたものとみなす。

4 秋剣連は、被審査者に対し、書面により決定を通知する。

5 会長は、処分決定後、当該決定の内容を全剣連に報告する。

(処分の効力)

第19条 綱紀処分等の決定の効力は、通知が被審査者に到達した時に生じる。

2 第13条第1項第1号の処分により、被審査者の会員資格は将来に向けて停止される。同会員資格は、停止期間の満了時に将来に向けて復活する。

3 第13条第1項第2号から4号の処分により、被審査者の会員資格は将来に向けて失われる。同会員資格は、同項第5号の復活決定時に将来に向けて復活する。

4 前2項の規定は、第13条第2項および第3項の綱紀処分について準用する。

5 第14条第2項の執行猶予が付された綱紀処分は、当該執行猶予期間が満了したとき、その処分の効力を失う。

6 第14条第2項ただし書の執行猶予の撤回がなされたときは、当該綱紀処分は執行猶予の撤回時から将来に向けて効力を生じる。

(不服申立)

第20条 被審査者は、処分に不服のあるときは、秋剣連に対し不服申し立てをすることができる。

2 不服申立があったときは、倫理委員会委員長は不服審査会を招集し、当該申立を審査する。

3 不服審査会は、倫理委員会委員長および同委員長が指名する若干名の倫理委員会委員で構成する。

(仮の処分)

第21条 違反行為の事実が明白で緊急の必要がある場合、秋剣連は、登録会員等および加盟団体の会員資格を一時的に停止することができる。

2 前項の仮の処分は、会長が倫理委員会に諮問し、その答申を受けて決定する。

附則

この規程は、令和8年6月14日から施行する。